

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和5年2月3日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受) 第 2200409 号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚) 第 2200079 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における平成15年8月4日の標準賞与額を8万円に訂正することが必要である。

平成15年8月4日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年8月4日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年8月

請求期間当時、A社に勤務しており、賞与については例年夏と冬に支給され、厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間に係る賞与の年金記録がない。賞与明細書及び支給日が記載された家計簿を提出するので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与明細書により、請求者は請求期間においてA社から賞与の支払を受け、当該賞与に基づく標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められることから、請求者の請求期間に係る標準賞与額を8万円とする必要がある。

また、賞与支払年月日については、請求者から提出された家計簿の記載から、平成15年8月4日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年8月4日に係る請求者の賞与の届出について資料がないため不明であるが、年金記録がない以上厚生年金保険料を納付していないと考えられる旨回答及び陳述していることから、社会保険事務所(当時)は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。